

# 伊奈町総務建設産業常任委員会

令和2年12月3日（木曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和2年12月3日(木)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分

・休憩 午前 9時09分

・再開 午前 9時10分

・休憩 午前 9時56分

・再開 午前 9時56分

・休憩 午前 10時35分

・再開 午前 10時50分

・休憩 午前 11時42分

・再開 午前 11時43分

◎閉会 午前 11時44分

4. 出席委員名

委員長 栗原恵子

副委員長 戸張光枝

委員 武藤倫雄、上野尚徳、大沢淳、佐藤弘一、青木久男

議長 村山正弘

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄 局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監 小島健司、都

市建設統括監 安田昌利、会計管理者 中村知義、消防長 瀬尾浩久、教育次長 石田勝夫、

企画課長 久木正、総務課長 増田喜一、生活安全課長 鳥海博、税務課長 影山歩、収税課長 今野茂美、住民課長 本多史訓、子育て支援課長 瀬尾奈津子、健康増進課長 岸本淳子、土木課長 中本雅博、都市計画課長 高山睦男、消防次長 篠塚孝、消防業務課長 相原與文、学校教育課長 水落美佳子

開会 午前 9時00分

○栗原恵子委員長 皆様、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様、執行部の皆様にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今年最後の委員会ですので、どうぞよろしく願いいたします。

開会前にお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、出入口の扉の開放及び窓を少し開けておきますことをご了承ください。また、マスク等につきましても原則着用とし、発言する際はマイクの向きを調整していただき、着座で発言していただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

本日、本委員会の傍聴につきまして申出があった場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めましておはようございます。

今日は、総務建設産業常任委員会ということで開催をいただきまして、ありがとうございます。

いつも口に出るのはコロナウイルスのことばかりですけれども、昨日も大変多くて、東京都は500人、埼玉県が150人、伊奈町では昨日は出ておりませんでした。でも、随分近づいてきているなというのがありまして、役所の職員も「町長、熱が出て」ということで、PCR検査を受けていただきました。幸い陰性ということでありまして、ああ、うれしいなという感じであります。

こういうことで、かなりもう間近に迫ってきているなというのをつくづく感じておりまして、職員も十分注意をしながら、3密を避け、マスクをし、消毒をすることで、しっかりと対応していきたいと思っております。

どうぞこれからもご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今日は、総務建産では7つの議案ということであります。ご審議を賜りまして、十分なご議論をいただきながら、ご承認、可決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○栗原恵子委員長 当委員会に付託された案件は、議案7件であります。これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第86号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算（第8号）の所管事項について質疑を行います。

6ページの繰越明許費、7ページの地方債補正及び10ページから11ページの歳入全般について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

12ページの第1款議会費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

12ページから13ページの第2款総務費について質疑はありませんか。

ただし、13ページの第3項戸籍住民基本台帳費は除きます。

大沢委員。

○大沢 淳委員 まず、第2次の地方創生交付金が今回充当されるのかと思っていたんですが、それがされていないようですので、そうすると、それはいつ頃充当されることになるのかということをお教えください。というのは、それが分からないと、町の予算執行の状況が分からないわけですね。ちゃんと充当されれば、それが基金に戻ったり、ほかの事業に使われたりということもできるんですが。

もう一つは、総務費を通じて、歳出全体についてお伺いしたいんですが、今度、第3次の地方創生交付金が予定されていますが、それを財源に見込んでいる事業が今回の補正にあるのかどうかをお教えください。あれば、それを項目でお教えください。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問の第2次の関係なんですけれども、今回、12月補正で対応できればと考えていたところなんですけれども、国から第2次の分の交付決定の変更というのが来ているんですけれども、それが額で申しますと3億2,456万3,000円なんですけれども、今回の12月補正には間に合わなかったもので、3月補正で対応していきたいと考えております。

あと、第3次で賄うものということなんですけれども、補正予算書の13ページ、庁舎等維持管理事業です。これが交付金の第3次で修正する予定でございます。

それから、17ページの新型コロナウイルス感染症対策保育支援 I C T 導入事業です。すみません、16ページにも北保育所分がございます。16ページの北保育所分と17ページの南保育所分も3次で予定してございます。

それから、18ページの新型コロナウイルス感染症対策事業ですが、これは国庫補助と絡んでいますので、国庫補助の町負担分のところで、これも3次での対応となります。

22ページのスクールサポートスタッフ配置事業、これにつきましても国庫補助がございまして、その裏分についても3次とする予定になっております。

それから、同じく22ページの町立小・中学校 I C T 教育環境整備事業につきましても、3次のところでの追加というふうに対応していきたいと思っております。

それと、23ページの成人式実施事業でございますけれども、これにつきましても……

〔「すみません」と言う人あり〕

○栗原恵子委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 申し訳ございません。答弁の途中なんですけれども、委員ご質問の3次は、国の3次の交付金のお話をされているということでよろしいのでしょうか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○藤倉修一企画総務統括監 町の変更の3次分ということではなくて、あくまで国の補助の入っている3次分が今回の補正のどの部分に、もし入っているのであれば、それを説明してほしいと、そういうようなご質問ですか。

〔「そう思って」と言う人あり〕

○藤倉修一企画総務統括監 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと整理して、もう一度、説明させていただきます。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時10分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

企画課長。

○久木 正企画課長 すみません、ちょっと確認させていただきたいんですけども、この間

新聞に出ていました国の3次分という、これから国が補正するというのがありますけれども、その話でよろしいのでしょうか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○久木 正企画課長 すみません、大変失礼いたしました。

そうしますと、この中には、それはまだ含まれてございません。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 そうすると、今回の事業は全て、国の予算を当てにしないで、町の一般財源で行うということで、将来、この先々を含めて、少なくともこの年度内ということですか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 2次の分が、先ほど申し上げました3億2,456万3,000円ということで来ていますけれども、それを充当していきたいと考えております。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 分かりました。

そうすると、先ほど説明があった項目は、3次ではないけれども、9月議会の続きということか、2次のまだ使える部分をここに充当する予定だということですね。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 各種事業がございますけれども、請負残ですとか、残ってくるものもございまして、2次分で対応したいということで考えてございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 要するに、町の一般財源を使うのか、国がその分を補填されるのかということか、ところが知りたかったんで、話は分かりました。

以上です。

○栗原恵子委員長 ほかに。

青木委員。

○青木久男委員 今の質問に関連して質問しますけれども、先ほど企画課長から説明がありましたが、それではないんだという話なんですけれども、私としては、ここにあるものは次の3次分を予測しての予算なのかなと考えていたんですけれども、そういうことは一切ないんですか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 先日報道でございました3次分につきましては、まだ国から特に詳細な連絡とか来てございませんので、今回の補正につきましては、その分は入ってございません。以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 こういう考えはどうなのでしょうかといいんでお伺いするんですけども、恐らく、1次、2次を見てみますと、国も潤沢なお金を町に回すような気はするんですけども、そのときに遡ってこれを3次分にするというような、つまり、町の一般財源を使わないで、国で賄ってしまうというような考えというものが成り立つのかどうかということをお伺いします。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 これからの詳細な話というか、通知とか連絡とか金額とかが来ると思いますので、そういったところが来て、もし今予定している事業が、2次でどうしても足りなくて、3次分で賄えるようであれば、そちらでも賄っていくというようなことは考えてございますけれども、それにつきましては、詳細が来てから対応していきたいと思います。以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 先取りして、後づけみたいなものができれば、それはいいんですけども、そういう可能性もなきにしもあらずというような気もいたします。

それから、3億円の入金日は、11月の幾日かに入っているんですけども、処理は3月になってしまうという話なんですか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 11月25日に変更の交付決定通知が来た段階でございまして、入金とかはまだ連絡がございませんので、これからになると考えております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 当初の予定ですと、11月25日前後に全額支払うという話なんですけれども、随分そこは話が違うんですね。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 あくまでもまだ交付決定通知段階ということで、実際、町に入金しますよとか、そういったところの連絡はまだ来ていないところでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 財調で余裕のないところなんかは、一日も早く欲しいわけですよね。それで、第1次のときもそうだったですけれども、第1次のときにはしっかり7月22日頃に頂いているんですけれども、今回、そういうふうが遅れてしまうということは、町の場合は、それだからというんで不都合が生じることはないということなんでしょうけれども、約束の日にちというものはちゃんと守って、交付日を守ってもらうようにしないと、私はおかしいんじゃないかなと思います。町では、今のところ困っていないというんでしたならば、それはそれで結構ですけれどもね。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

○青木久男委員 はい。

○栗原恵子委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

19ページの第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

19ページから20ページの第6款商工費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

20ページから21ページの第7款土木費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

21ページの第8款消防費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 よろしくお願ひします。

時間外勤務手当が350万円の増ということになっていますが、こちらは9月以降、例えば3か月の間の増なのか、また、この増の主な要因があれば教えてください。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今回、時間外手当としまして350万円ほど増額をお願いさせていただくものですが、これまでの執行状況を見まして、10月までで時間外の執行状況が約70%ということで、見込み以上に時間外を使っていると。これは、当初予算のときの見込みが、総務課としても少し甘かったのかとは考えておりますけれども、これから乾燥する時期というんですか、火災ですとか救急出動が増加するような季節に入っていくというところで、執行状況を見まして、不足と思われる金額を今回増額補正としてお願いさせていただくものでございます。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 大丈夫ですか。

○武藤倫雄委員 はい。

○栗原恵子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

25ページから36ページまでの給与費明細書、地方債調書について質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 また時間外勤務手当のことで申し訳ないんですが、30ページの時間外勤務手当、トータルが1,010万円の増ということで、統計調査の延長なんかもあつたりしたのも影響があるのかなと思うんですが、職員の中で、1週間で最大で時間外勤務をされた時間数、それから月単位で最大にやられた方がどのぐらいの時間、時間外勤務をしているのか。

それから、あと連続勤務日数ですね、休みが取れなくて連続勤務をしなければならなかった日数が最大の方というのが、どの程度の勤務をされているのか。

また、可能であれば、それらの方がどこの課で、どういう等級の職員の方なのか。お願いいたします。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、ご指摘のとおり、今回、1,010万円の増額補正をお願いさせていただきますが、これは一般会計で時間外手当の増額分の総額でございます。

多いところが、例えば住民課、教育総務課などですけれども、例えば住民課ですと、マイナンバーカードの発行件数が今年の8月は40件程度だったんですけれども、今年8月は500件を超えて、10倍以上増えていると。また、今回、中部の土地区画整理事業が11月21日で終わりました、町名、地番変更になりました。その関係で、住所のデータですとか、そう

いったものを変えていかなければいけないというところで、時間外が少し当初の見込みよりも見込まれるというところで、増えております。

ご質問のうちの週の時間は把握しておりませんが、月の時間数は、時間外で、例えば10月ですと、80時間を超えるような職員も何名かおりました。このような職員につきましては、産業医の面接を受けるように指導させていただいております。

また、今後の見込みとしまして、例えば住民課にヒアリングをしたところ、4級職、3級職、担当者が月50時間程度は業務が増えているというところで、残業する見込みがあるというところで積算しまして、今回、時間外手当の増額をお願いしておりますし、教育総務課でも、やはり4級職の職員や担当職員が月55時間程度残業をする月もあるとヒアリングしております。必要な時間外手当につきまして、増額をお願いするところがございます。

連続勤務日数につきましては、調査していないんですけれども、基本的には土日は職員休んでおりますが、例えば11月21日に中部土地区画整理事業の換地処分がありまして、住民課の職員とか関係する部署の職員は、21日土曜日、22日日曜日と出勤をいたしまして、データ移行がちゃんとできているのか、またシステムデータの確認など、そういった作業をするために出勤していると伺っております。原則、土日に出勤した場合は、平日に振替を取るようお願いしているところがございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 月80時間を超えるというのは、かなりの時間数になってくるかと思うんですが、自治体で届出義務はないんですが、36（サブロク）協定みたいなのを一般職の方は結ばれているような自治体もあると聞くんですが、当町では、そういったような36協定的なものがあるのかどうか。もしあるのであれば、先ほどおっしゃられた最大時間数は適合がなっているのかどうか、お教えいただきたいと思います。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

役場庁舎内に勤務している職員につきましては、36協定は適応除外となっておりますが、例えば保育所ですとか、出先機関の職員につきましては、労働基準監督署に毎年36協定を提出しております。

今回は、庁舎内勤務の職員が対象者なんですけれども、議員ご指摘のとおり、一方で働き方改革というところで、基準といたしまして月45時間というのがございます。しかしながら、

それぞれの課で勤務している職員につきましては、制度改正や担当事業の実施のために、やむを得ず時間外をして、何とか業務をこなしているという側面もありますので、時間外につきましては、なるべく減らすようにと周知をしておりますけれども、実態としましてはどうしても時間外をしないと業務が進んでいけないという側面もありますので、今回、時間外勤務手当の増額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 協定は、結ぶ、結ばないとか、結んでいないから幾らでもやらせられるという捉え方もあるんですが、今非常に気をつけているということで、時間外勤務が多い方は、3級、4級の職員の方、中間の方ということがありますので、今後も引き続きフォローアップであるとか、働き方改革、労働基準法に規定していない中でも、準ずるような取扱いを期待したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第86号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第86号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算（第8号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第86号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第88号議案 令和2年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2

号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第88号議案 令和2年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第88号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第90号議案 手数料及び使用料の額の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 何点かあるので、よろしくお願いします。

手数料、使用料を上げるということなんですけれども、まず施設使用料で、今回の金額を上げることによって維持管理が賄えるということによろしいでしょうか。

それと、賄えない場合は町が負担するということになると思うんですけれども、前年度の例だとか、もし増額した場合に、町の負担というものがどの程度になるか、概算で結構ですので、分かればお願いいたします。

それと、使用料の額を上げない場合、施設を適切な状態で維持し、利用することに影響が出る、そういった可能性があるのでしょうか。

もう一点、今回の改正案を実施した場合に、前年度と同じ件数、同じ条件では、合計金額は幾らとなって、幾らの増額となるのでしょうか。

まずこの辺、お願いいたします。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の施設使用料の増額で賄えるのかどうかというところですが、町としましては、維持管理全てを賄えるということは考えてございません。今ある施設を維持して使っていくというところに充当しまして、少しずつ整備をしまして、使えるようなことで考えております。

それから、町がどのくらい負担するのかというところでございますけれども、今回、使用料を算出するに当たりまして、人件費ですとか、維持費ですとか、そういったところを勘案しまして、どのくらいの費用がかかっているのかというところで費用を算出しておりますけれども、原価と言っておりますけれども、その原価に対して使用料を設定させていただいて、使用料が原価の半分から8分の1、それと、あと施設によっては原価に近いという設定もございまして、それ以外の部分を町が負担するので、当然町の負担部分が出てくると考えてございます。

それと、2点目の使用料を上げない場合に、施設を適切な状態で維持していけるのかというところでございますが、今はコロナの関係とかもございまして、そういった費用も必要になってくるというところで、どうしても維持管理費の圧縮というものが出てきてしまいますので、ただ、その影響がないようには当然していきたいと考えておりますが、そういった緊急事態といいますか、そういったところもございまして、増額した分を充てて、維持管理に努めていきたいと考えております。

それから、3点目の今回の改正を実施した場合の前年度と同じ件数、同じ条件でというところで、その金額は幾らぐらい増額になるのかというところでございますけれども、まず、税務課関係の手数料ですけれども、年間で、令和元年度ベースで、40万円程度の増額になります。それから、住民課関係のところでは150万円程度です。それから、都市計画課の記念公園の関係ですけれども、100万円程度です。それから、丸山スポーツ広場につきましては129万円程度になります。

全体の合計としましては、430万円程度と考えてございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ありがとうございます。

基本的には、できれば町民の負担は少なくしてもらいたいという立ち位置なんですけれども、これだけコロナでいろいろお金がかかっている中、そういう事情もあるのかなと思います。

結論とすると、今回金額を上げたとしても、上げたことによって町の負担がゼロになるわけではなくて、その状態でも、まだ町は負担しているんだよと、そういった認識でよろしいんでしょうか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 そういった認識で、おっしゃるとおりでございます。

○栗原恵子委員長 上野委員、よろしいですか。

○上野尚徳委員 分かりました。大丈夫です。

○栗原恵子委員長 次に、大沢委員。

○大沢 淳委員 手数料を適正化されるということなんですけど、この改正によって適正化されるという根拠は、どういうことなんですか。

○栗原恵子委員長 執行部の答弁を求めます。

企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 今回の使用料の見直しの部分でございますけれども、適正化というところでございますけれども、実際、今まで、施設につきまして、見直しの実施を大分していなかったというところ。

まず、施設でございますけれども、記念公園、野球場、それからテニスコートですけれども、昭和54年から今の使用料でございます。途中でナイターが始まったんで、昭和58年からナイターの部分をさせていただいておりますが、それ以降、見直しを一度も行っていなかったというのが現状でございます。また、丸山スポーツ広場につきましても、こちらにつきましては創設以来、平成12年、13年に造っておりますけれども、それ以来、使用料の見直しを行ってございません。

また、手数料についても言及させていただきますけれども、こちらにつきましても昭和61年以来、見直しをしてございません。

こういった中で、平成元年の消費税の導入、3%から現在の10%というような状況もございまして、こういった部分、経費的な部分も入ってきてございますが、見直しを行っていなかったというところで、大変このあたりも執行部としてもしっかりやってくるべきだなというところもございます。そういったことで、適正化ということを図らせていただきました。

しかしながら、全てのところを住民の方に転嫁するという事は考えてございません。特に、受益者負担というところも考えさせていただいておまして、使用料につきましては、施設を利用する人、しない人、施設を利用する人だけに、何と申しますか、その部分だけの経費が全て施設を利用する人に行ってしまうような部分も多少ございますので、そういった部分も考えながら、適正化ということで、今回出させていただいたところでございます。

そういった中でも、近隣の状況等も見せていただきながら、できるだけ町民の方にも負担にご理解をいただけるような形で、見直しを行わせていただいたところでございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 近隣市と比べてというお話なんですが、今、伊奈町は、基本的に日本一という町を目指しているわけですね。ですから、日本一を目指しているところで、これ以上上げろとは言いませんけれども、それをわざわざ近隣市に合わせるというのは、やはり基本的なスタンスからして、私はちょっと外れてしまうんじゃないかと思うんですが、この辺について。

○栗原恵子委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 おっしゃるとおり、「日本一住んでみたい町」ということを掲げて、町長の公約でやらせていただいております。しかしながら、もう一つの公約としても、広域的な利用、広域的な部分、周りの市とも一緒にやっぺいこうよというの大きなところだと考えております。

今後、施設につきましても、伊奈の方が伊奈の施設だけを使うということよりも、周辺の上尾市の方、桶川市の方、北本市の方、こういった方たちが一緒になって活動しているところも多いのかなと考えております。

したがって、周辺の公共施設の使用料とある程度同じような額であれば、今後の公共の広域的な利用についても進めていければということもございまして、近隣の使用料等も見せていただいているような状況でございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 広域については、そういった協定をもし具体的に結ぶという運びになった段階で、では手数料をちょっと同じにしないといけないねという進め方なら分かるんですが、まだそこまで話がいったいない状況で、そこまで町で考える必要があるかというのは、いろ

いろ意見のあるところだと思います。

次に、今回、かなり広範囲に、税から住民票、戸籍、それからかなりの広範囲のスポーツ施設にわたって引上げが行われるわけなんです、一度にこれだけの範囲の使用料、手数料、さらに、このコロナ禍で住民の所得が減って、国が現金を1人10万円という、かつてない規模で配るような住民の暮らしが実態になっているわけです。そうした状況の中で、仮にもしこの改正が必要だとしても、この時期に、このような規模でやらなければいけなかったのかということについて教えてください。

○栗原恵子委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 おっしゃるとおりで、コロナ禍というところも十分に考えているところでございます。実際の使用料、手数料の見直しにつきましては、昨年度から関係各課の中で話し合い、協議を進めてきたところでございます。また、先ほどから議論が出ているところでございますけれども、コロナ禍、歳入については非常に厳しい状況の想定になると思います。

そういった中で、こういった施設関係につきましては、その維持管理の費用について大変厳しいような現状がありますし、今後も比較的厳しい状況になってしまうのかなというところがございます。そういった中で、施設の維持管理に対する、今後も継続的な維持管理を続けていくためには、一定の負担を使っている方にもお願いしていきたい。増額された使用料で、ほかに回すということではなくて、こういった今後の施設整備にも充当して行って、使う方にまた気持ちよく使っていただければという考えでやらせていただくところです。

コロナ禍で、より歳入が、町の歳入として厳しくなるというのが想定されておりますので、このタイミングで改定のほうをやらせていただくと。また、先ほども申し上げましたが、使用料、手数料については、長いもので30年を超える間、見直しを一度も行っておりません。そういったこともございまして、見直しをさせていただく。また、急に見直しを進めてきたものではなくて、しっかりと内部での検討を経たものでございますので、ご理解をいただければと考えております。

以上です。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 30年見直しをしてこなかったというお話がありました。

私は、それは町のいい意味での基本姿勢で、なるべく住民に負担を与えたくないというのを基本的なスタンスとして持っているから、結果的にこういう状況になっているんだと思う

んですけれども、それはそれで、私、町のいいところだと思いますので、そこを一言申し上げておきます。

歳入の面でいうと、我々も税収は4億円程度減るんじゃないかという予測を受けていますけれども、ただ、国会での審議の中で、来年度の地方財政計画において、一般財源そのものは前年度並みに確保すると。つまり、地方税が減れば、その分交付税をしっかりと見ますよというのは、総務省としても基本的なスタンスを示していますので、そこを今からあまり私は気にする必要はないんじゃないかと思うし、まさに国難ですから、やっぱり国でその財政はしっかり見るべきだということを我々9月議会の意見書を出したりしましたし、町としても、それは国に申し上げていくべきだと思います。

最後に、話は全然変わりますけれども、2条の、要するに記念公園、都市計画の関係の別表を見ていただきたいんですけれども、記念公園の「庭球場」という表現がありますが、この庭球場は、この際、丸山スポーツ広場のように「テニスコート」という表現に変えるといったことなどは検討されなかったのでしょうか。

○栗原恵子委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、改正するに当たって、庭球場については、考えてございませんでした。

以上でございます。

○大沢 淳委員 以上です。

○栗原恵子委員長 次に、青木委員。

○青木久男委員 お願いします。

私も、この手数料と使用料の改定は寝耳に水という気持ちで、前々から改定があったというのはあまり耳にしていなかったものですから、なぜこのコロナ禍の時期にという違和感はどうしても拭い切れなくて、いろいろと考えさせていただきました。

ただ、今答弁を聞いていますと、その改定分は、増額分は、いわゆる受益者、利用者に還元する形で使っていくんだというような話でしたので、利用する人がさらに使い勝手がよくなるというような施設に力を入れるということであるならば、住民も理解できるのかなという気はいたします。

それで、この件に関しては、1点、利用者に還元するという形ですけれども、お金に色があるわけじゃないので、どこから出てきたお金か分かりませんので、そのところを利用者に目に見えるような形の改修というようなものを検討していただきたいと思うんですけれども

も、どうでしょうか。

○栗原恵子委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 委員のお話ですけれども、先ほど、どのくらい増えるかというところのお話をさせていただいたところで、年間当たりの増える額が100万円とか、100万円ちょっとというところになりますので、どうしても大きな改修というよりは、日頃の通常の維持管理の充実の部分に大きく充てられる部分と考えております。

しかしながら、大分施設も老朽化しておりますので、計画的な施設の更新というところは考えていかなければいけないところだと思っております。

以上です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 年間70万円でも、施設というのはすぐに造って壊れちゃうもんじゃないですから、例えば10年単位で先を見込んでやれば、700万円なり1,000万円なりというような投資もできるのかなと。やはりこのコロナ禍の中で値上げした分が、こういうところに表れてきているんだというのが本当に住民の人に分かると、それは少し余計払ってもいいのかなというようなことがありますので、そういう長い目で見て、金額が少なくても、長い目で見れば大きな金額になりますので、そういうものも資金として、先行投資でもいいですから、していったらどうかと思います。それを元手に起債をして事業をやったっていいと思うんですよ。

手数料なんですけれども、150円というのはずっと前からだということで、昭和六十何年、恐らく我々議員の給料もその頃から全然変わっていない。だから、いいのかなと思うんですけれども。

今回、コンビニ交付はそのままだというようなことで、窓口では200円で、50円上がるけれども、コンビニ交付は150円で済むんだというような話です。4月から始まったコンビニ交付、住民票と印鑑証明の2種に限るんですけれども、それは据置きになるということですので、どうしてもこの50円を払いたくない人はそちらで取ればとは思いますが、

ただ、使い勝手が悪いと、マイナンバーカードも必要だしということなんですけれども、それは皆さん最近取るようになって、増加しているという答弁だったんですけれども、そういう意味では、4月から始まった印鑑登録証明書と住民票の交付実績というのはどのくらいあるのかお伺いして、次の議論に進めたいと思います。

○栗原恵子委員長 住民課長。

○本多史訓住民課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

令和2年度の4月から9月分までのコンビニ交付の実績でございますが、住民票の写しが235件、印鑑登録証明書が139件で、合わせて374件でございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 今コンビニの交付だけしか聞かなかったんで、そういう答弁でいいんですけども、ちなみに、窓口ではどのくらいの交付件数になるかも教えてください。

○栗原恵子委員長 住民課長。

○本多史訓住民課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

今回の料金改定に関連します証明書の前年度の交付実績を申し上げますと、身分に関する証明が422件、印鑑に関する証明が1万3,348件、記載事項証明が556件、住民票の写し、世帯の一部、世帯全員も含まれますが、1万6,790件、戸籍の附票の写しが492件、住民基本台帳補助簿の閲覧が50件。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 それと比べますと、コンビニは大分少ないのかな。半年で住民票が235件ですか。先ほどの窓口というのは、1年間でしたか。

○栗原恵子委員長 住民課長。

○本多史訓住民課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げました数字につきましては、前年度の窓口での交付実績数ということでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 そうしますと、半年ですと住民票が800件、コンビニでもって230件ということですから、3割ぐらいをコンビニで交付しているということですよ。近くにあつて便利だと、コンビニはあちこちにありますので、日曜日でも夜も昼もやっていますので、そういう意味ではこれから使い勝手がいいのかなと思います。

それで、お伺いしたいんですけども、ただいまは印鑑証明と住民票しかコンビニで扱っていませんけれども、これを機会に、50円でも安くできるのであれば、ほかの税務関係の書類だの、あるいは住民課関係の書類等の交付というものをコンビニ委託みたいな形にす

るというようなことは考えられないのかどうか、お伺いいたします。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

先ほど住民課長から実績の数字がございましたが、例えば戸籍の附票ですと、全体を通して492件ということで、住民票の数からいくと、かなり少ない状況になってございます。

ただ、無人で取れるといった利点もございますので、実際、コンビニ交付ができるようになったのが今年の2月からということで、これから状況等を把握しまして、税証明も含めて、件数とかも見極めながら、あと費用対効果もございます。実際導入するとなると結構な費用がかかりますので、その辺を見極めて、研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

それでは、基本的に、全協で頂いた資料の手数料なんですけれども、どうしてもこれはコンビニではできないんだというようなものがありましたら教えてください。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時56分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この中でいいますと、閲覧関係のものがございますけれども、例えば税証明でいいますと、公簿、上から4つ目です。閲覧照合に関するものですか、住民課関係でいいますと、一番下の2つの閲覧関係というのはできないということでございます。あと、身分証明に関するものもできないと伺っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

200円のところが端末では150円で済むというような、コンビニで交付を受けるというような形が、今2種類か、もう1種類ありましたか、戸籍の附票でしたっけ。2種類ですね。

そのほかに増やしていただいて、できるだけ住民の負担を減らすような方策として、もちろん200円のところが150円ぐらいで済むようなものを考えていただかないと意味がないんですけれども、そちらも検討していただきたいと思います。そのことについてだけ、答弁をお願いします、しつこいけれども。

○栗原恵子委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 今のところ、2つのところをやらせていただきまして、一番多いこの2つというところ。ただ、まだまだちょっと件数が少ないかな。また、今まで料金の格差がございませんでしたので、今度、このあたりコンビニで取ると、おっしゃっているとおり、50円安いよというようなお話のところもございますので、こういった中で状況を見て、まずは件数を増やしていかないと、せっかくあるサービスが浸透しないもったいないものですから、こちらの状況を見ながら、今後どうするかというのを進めていきたいと思います。

以上です。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

○青木久男委員 はい、了解しました。

○栗原恵子委員長 ほかに。

上野委員。

○上野尚徳委員 お願いします。

今いろいろと議論を聞かせていただいている中で、いろいろとこの先の歳入の不安なところも含めて、今回の金額を上げて、まだ町の負担は大きいよといったことだと思います。その中で、金額を上げたとしても、目立った改修だとか改善を行う、そういったことも難しいという議論だったと思います。

ただ、施設に関してなんですけれども、町民のための施設ということですので、施設の使用料を上げるということには、町民の理解がどうしても必要不可欠なのかなと思います。

その中で、町民の理解を得るということの中で、今までいろんな人が一般質問等でやっていますけれども、町内在住の人が優先的に施設を使えるようにしてほしいという声を私自身も多く聞いております。そのあたりのことを、今回に絡めてというわけでもないんですけれども、何かしら考えることがあるのでしょうかということと、町内の人の利用というくくり

が少し甘いんじゃないかという声も多く聞きます。

特に、団体利用の場合は、申請者だけが町内の人で、使っているほとんどの人が町外である、そういった場合も町内利用になるのかと、そういうことだと思います。そういった中で、少なくとも過半数の人が伊奈町民である必要があるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 1点目の優先利用の関係でございますけれども、実際、令和元年度の実績を見ますと、町内区分の方、町内在住・在勤・在学の方が施設を利用している割合が95%を超えているような状況になってございます。また、近隣の上尾市、桶川市を見てみますと、市外区分の方も抽せんに参加できるところで、状況としましては、伊奈町と同じように、町内の住民の方も、上尾市とか桶川市のスポーツ施設については同じような条件で参加できるということになってございます。

そういったところからも、今回の使用料の改正で、町外利用の方は2倍という設定になってございますので、そういったところで区別というか、差を設けさせていただいているところもございまして、先ほども申しあげました広域的な利用ということも勘案しますと、これ以上の区別といいますか、そういったところの導入というのはなかなか難しいのかなと考えてございます。

それから、もう一点、団体の関係ですかね、団体の登録につきましては、今回、公共施設の予約システムを入れ替えているところございまして、IDの発行をするときに、名簿をつけていただくということになってございますので、まず町内でなければならないというところで、チェックをして、対処していきたいというように考えてございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 カウントの部分の話がちょっとかみ合っていなかった気もするんですけれども、団体利用にかかわらず、町内の人というくくりの中で、申請者だけが町内の人間であれば、ほかは、一緒に使う人は町外でもいいよということが現状なのかなと感じています。そういった中で、町内の利用者が95%だということだと思うんですけれども、実際に町内の人々がどれぐらい使っているとした場合には、もうちょっと下がってくるのではないのかなと感じているところです。

利用している人たちというのは町内に住んでいる人なので、ああ、全然町内じゃない人が

使っているよというのは、それが生の声だと思うんですけども、そういったことを背景にした中で、町内の利用という部分が、例えばテニスコートでも、野球場でも、サッカーでも、使う人間の半数以上が伊奈町に住んでいる人ですよという部分での区切りをつけることができなんでしょうかということ、もう一度伺います。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 今回のシステム更新に当たりまして、その辺のところも担当課の中で議論しているところでございますけれども、先ほどちょっとかみ合っていなかったところがございますが、IDの発行のときに、半数以上が町内であるという名簿をつけていただいてIDの発行をしますので、その際名簿が必要で、3年間有効ということで、今までは期限がなかったんですが、今回のシステム更新に合わせて、3年という有効期限を設けていますので、そういったところも含めまして、半数利用というところをできるだけチェックしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

金額を上げるということで仕方がないということであれば、お金をかけない部分で町民の利用者の満足度を上げてほしいなど、そういうところで理解を得られるという気がしておりますので、そういった方向での検討もよろしくお願いいたします。

以上です。

○栗原恵子委員長 ほかに。

戸張副委員長。

○戸張光枝副委員長 すみません、1点だけお願いします。

施設の使用料の額の適正化についてなんですけれども、施設によってまちまちだとは思いますが、メンテナンス代が大きくなるというところはどこなのか、また、何年後に予定されていて、そこにおよそどのぐらい補修のお金がかかるのか、お聞かせいただければと思います。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

具体的な数字はないんですけども、今回、施設使用料を算定する際に、どのくらいの維持費がかかっているかというところを出したところでは、一番かかっているのがナイターで

す。次に、丸山スポーツ広場のサッカー場というようなところになってございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

○戸張光枝副委員長 何年後に、大きな改修が見込まれるところというのが出ているのか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 今のところ、何年後とかに大きな改修があるかという予定はございませんけれども、その施設を見まして、まずは町民の方が安全に使えるというところを維持していきまして、その辺の老朽化度合いを見まして、今後、大改修するかどうかというところは判断していきたいと思います。

以上でございます。

○戸張光枝副委員長 ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 よろしいですね。

ほかに。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 ちょっとお尋ねいたしますけれども、最近、民間ではあちこちで、支払いが P a y P a y とか、キャッシュレス決済が始まっていますよね。この先、私も詳しくないんですけども、例えばおサイフケータイとかで携帯電話を持っていて、現金を持っていない人が多くなるわけですね。そういった場合に、例えば住民票が200円であっても、キャッシュレスで払える方向性になってくるのか、町の考えをお尋ねします。

○栗原恵子委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 委員のおっしゃるとおりでございまして、既に、税務課と申しますか、収税課では、P a y P a y、それから L I N E P a y が税金のお支払いで使えるようになってございます。また、全協でもご説明しましたが、カードでの決済も1月から導入する予定でございます。

また、住民課の窓口で携帯電話でもモバイル系の決済も導入しておりまして、S u i c a とかそういったものをスマホに取り入れてお使いになられている方であれば、例えば住民票を取った200円とかいうのを、住民課の窓口でキャッシュレス決済ができるような形で導入を始めたところでございます。

今後、委員のお話のとおり、そういったキャッシュレスであったりモバイルの決済が進んでくると思いますし、町としても、そういったものについて積極的な導入、またコロナに関

しては、お釣りを手渡ししたり、非常にそういったことを気にされるお客様もたくさん出てくるような状況でございますので、そういった面でもキャッシュレスまたDXのお話もありますので、こういった部分に積極的な取組をしていきたいというのが考え方になっていくと思っております。

以上です。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

○佐藤弘一委員 ありがとうございます。

民間とかは進んでいて、町が後れているんだという感覚になると、また住民の方も、どうなんだ、やってくれないのかという声もありますので、いろんな関係を調べながらやっていただければありがたいと思います。

以上です。

○栗原恵子委員長 ほかに。

町長。

○大島 清町長 貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

手数料を50円上げる、100円上げる、そういうことは非常に大変なんだと改めて思っております。町民の方がそれだけ負担していただけるということは、それだけのメリットがないと、という部分がやっぱりあると思います。ですから、それは、委員の皆さま方からいただいたご意見をしっかりと受け止めたいと思っております。

例えば、50円高い役場で印鑑証明を取るということは、50円高い分だけ、お客さんに満足して帰ってもらうということの気持ちがプラスにならずにちやいかんと私は思うんです。ですから、それだけ、おじいちゃん、おばあちゃん、こういうふうにするんですよ、こうですよ、ああですよということのサービスをしっかりやってあげることが大事だなと思います。

さらに、丸山スポーツグラウンド、昨年、50本の桜を植えましたけれども、そしてテニスコートも直しました。雨でもできるようになるということでもあります。やっぱりそういう意味では、気持ちよくなった、いい環境の中でそういうスポーツができるということを実感できるような形でのプラスが必要だなとつくづく思います。

そして、野球場では、芝がきれいに刈ってあるよという管理体制ですね、これをしっかりやってあげることが、値段が上がったけれどもよくなったよということをお願いいただけるように、行政としては考えていかなくちやならんなど改めて思ったところでございま

す。その辺のところはしっかりと取り組んでまいりますので、今後ともご指導を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 ほかに質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第90号議案 手数料及び使用料の額の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立多数であります。

よって、第90号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第91号議案 伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 お願いします。

この条例は、さきの通常国会で、議員立法でもって可決された公職選挙法の一部改正に基づくものということになっておりますけれども、議員立法ですので、国がどのぐらい費用負担をするものかなということが皆目分からないんですけれども、現行の伊奈町でやっている町会議員の考えでいきますと、公選はがきだの選挙公報、それから、あとは掲示板に貼らせていただくとかというような現行のもの以外に、この条例に沿って、上限、最大限使ったとすると幾らぐらいの費用がかかるものなのか、教えていただきたいと思います。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今回、選挙用自動車、新たに認められます選挙運動用のビラ、またポスターの作成が公費

でということをごさいます、それぞれ上限が決まっております。自動車の場合、ハイヤー方式といひまして、一括して車、運転手、ガソリン代を業者にお願ひして使う場合と、それ以外の方式で、それぞれレンタカーを借りる、あるいは知人から車を借りる、運転手をお願ひする、当然ガソリン代をとひうところ、ちょっと仕組みが違ひうんですが、高いほうはハイヤー方式をごさいます、これを選挙運動期間、5日間使ひますと32万2,500円となります。

また、ビラも1枚7円50銭で、議会議員選挙の場合は1,600枚をごさいますので1万2,016円、ポスターの作成につきましては、ポスター掲示場が現在71か所、破れたり剥がれたりということもあひますので、1.2枚分までは公費で認めるというところ、計算しますと、86枚は公費で見るとひうところ、プラス企画費も必要だということ、それを見まして42万1,314円、合計しますと75万5,830円をごさいます、お1人の上限額で使ったとすると、ハイヤー方式。仮に候補者が、前回の選挙ですと20名の方が立候補されたので、計算をいたしますと、1,511万6,600円ぐらひ予算計上が必要かなと見込んでおひます。

また同様に、町長選挙の場合で計算しますと、ビラの枚数が町長選挙の場合は5,000枚になりますので、上限が3万7,550円となりまして少し異なりますが、候補者1人大体78万円ぐらひが上限額と計算されます。仮に4名の立候補者を見込むとすると、312万円ぐらひの予算計上が必要になるかなと見込んでおひます。

以上をごさいます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 先ほど、ポスターのところ、71か所の1.2倍の枚数ということ、八十何枚ですね、その限度額はお幾らという話でしたか。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 公費で見られる分が86枚まで、1枚の企画費、印刷費込みで4,899円という計算になりますので、それで計算いたしますと42万1,314円が上限額となります。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 4ページのところにあるポスターで、当該作成単価が525円6銭云々というのがあるんですけども、今の話ですと1枚四、五千元かかる計算なんですか。そのところをお願ひします。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 第13条のところかと思ひますけれども、4行目の後ろに525円6銭がご

ございますが、これが印刷費相当分の単価でございます。その1行後ろに31万500円というのがございますが、これが企画費相当分を見込んでおります。71枚分のポスターが認められておりますので、計算をいたしますと、4,899円というのが1枚のポスターを作るのに作成する単価として算出されまして、実際には86枚まで印刷を認めますので、先ほど申し上げました42万1,314円となります。その数字が条文に出てきませんので、ちょっと分かりにくくて恐縮なんですけれども。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

これは、金額というのは、この条例をつくるときに、ポスターの制作費用等の相場とか、そういうものを調べた上での値段であるんでしょうか、お伺いいたします。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今申し上げました、例えばポスターの場合ですと、印刷単価525円6銭とか、企画費に当たります31万500円につきましては、公職選挙法施行令の単価を使わせていただいております。しかしながら、1.2倍というのが、今の13条の4ページの一番下のところに出てくるんですけれども、これにつきましては、県内の各市につきましてはそもそも公営でやっておりますので、調べましたところ、いろんな単価を、計数を使っている自治体があったんですが、一番1.2というのを採用している市町村が多かったところから、その単価を伊奈町としては採用させていただきました。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 それは、1.2はいいんですけれども、どっちみち、作るのはもっと作りますけれどもね、自腹になっちゃうんですけれども。

それで、私は選挙を何回かやっていますけれども、企画費なんて1銭もかかっていないんですけれども、どういう金額を想定しているんですか、これは。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

例えば、写真を撮ったり、レイアウトを決めたり、字の大きさですとか、色合いなんでしょうか、デザインというんでしょうか、そういったものを多分ご相談をされて作成しているのではないかと。それが公職選挙法施行令に認められておりますので、その単価を入れさせ

ていただいております。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 そういうことで、分厚く見積もってくれるのはありがたいんですけども、実際は、我々は選挙で1銭でも安くしようとやっていますので、そんな企画を広告代理店に頼むなんていうのはまず皆無だと思います。

私が何を言いたいのかというと、選挙に金がかからないということが大前提でやっているものですから、候補者は金がかからなくても、選挙に出ない住民にしわ寄せがきちやうんじや、これはアブ蜂取らずと思うんです。選挙に出ない住民は恩恵がないわけですからね。ただ、議員はしっかり選べるということでは意味があるのかと思うんですけども。

私の場合というか、恐らく選挙管理委員会に届けた収支報告書を見ますと、ポスター印刷代は、100枚か200枚作るんでしょうけれども、金額的には10万円、20万円ぐらいが限度で、こんな四十何万円も使っている人はいないんですよ。ですから、なるべくそこら辺は、将来まだ先ですから、少しけちったらどうかと思うんです。

選挙自動車もレンタカーがほとんど、ハイヤーなんて使うのはまずありません。ですから、こういうのもあまり意味のない条文かなと思うんですけども、使いたい人がいるのかもしれないけれども。

選挙カーには看板代が入っていないんですね、これは。どうなんでしょう。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、公費に看板代は入っておりません。認められているのはレンタカーなどの自動車、燃料費、運転手の3件でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 運転手も、長い間選挙やっていて、1日1万円という決まりなんですけれども、公営選挙にすると2,500円アップできるというのは初めて知りました。

それで最後に、この議員立法でできた選挙法改正にのっとった条例改正ですけども、法令を見ますと、何々ができるというんで、やらなくたっていいわけですけども、この増額した費用は、全部町の負担、一般財源からということで、国からの手当てとかというものは一切ないんでしょうか、お伺いいたします。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

確かに、議員おっしゃるとおり、相当な金額が新たに負担となりますので、交付税の関係を調べさせていただきましたが、現時点では項目にございませんでしたので、町の単費での支出になるかと思っております。

以上でございます。

○青木久男委員 分かりました。

○栗原恵子委員長 ほかに。

大沢委員。

○大沢 淳委員 その施行令の単価ですけれども、市町村とかそれから自治体の規模によって、額が、単価が違ってくることはあるんでしょうか。市町村は全て同じなんですか。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

公職選挙法の施行令を見ますと、市町村というよりは、恐らく選挙の規模などなんだと思うんですが、例えば、ポスター掲示場の数が500以下である場合は幾らとかというようになっております。通常の町の選挙ではいくらというよりは、ポスター掲示場などの規定を見ると、規模に応じて単価が違っているんで、市町村というよりは、人口規模や選挙の内容に応じた単価設定がされているということだと思います。

以上でございます。

○大沢 淳委員 分かりました。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

ほかに。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第91号議案 伊奈町議会議員及び伊奈町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公

営に関する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第91号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第96号議案 伊奈町火災予防条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 お願いします。

今回の改正で、出力50キロワット以上から200キロワットが急速充電施設ということの認定になるということに伴う改正かと思うんですが、現行、50キロワットを超えるものは変電施設として取り扱われている状態にあるかと思えます。現在あるものに関しては、今回の改正条例は適用されないということなんですが、今町内に50キロワットを超えるような急速充電施設があるのかどうか、届出義務がないので、把握がどこまでできるのか分からないんですが、把握できる範囲でお願いします。

もう一点、それがあった場合、その施設の設置の規定、壁から3メートル離すとかというのが適用されないわけなんです、その施設が、例えば変更時、機械の入替えであるとか、施設の増力、出力の増とかの変更届が出たときには、改正条例の規定が適用になるのかどうか。

その2点について教えてください。

○栗原恵子委員長 消防業務課長。

○相原與文消防業務課長 ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

現在、伊奈町におきましては50キロワットを超える急速充電器の設備はございません。現在、伊奈町役場駐車場に設置されておりますのが、25キロワットでございます。その1か所でございます。

また、この条例に関しましては令和3年4月1日から施行となっておりますので、50キロワットを超えるものに関しましては現在も変電設備として取り扱っておりますので、今のところはまだ設置はされておられません。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 次に、上野委員。

○上野尚徳委員 よろしくお願ひします。

今回の改正、国の改正に伴ってということだと思ふんですけれども、これは全国的にEV（電気自動車）が増えて、急速充電器が増えているという背景の下に行われているという理解でよろしいでしょうかということと、この中で、第11条の2第1号のところに例外条件があるんですけれども、その中で、延焼防止するための措置は伊奈町の消防長が判断する、そういうことだと思いますけれども、この手の条文にはこういうことが多いんですけれども、具体的にどのような措置を取ればよいとするのか、認定基準など具体的に決まっている事項があれば、ご教示いただければと思います。

それと、もう一点だけ、第44条に該当する設備、いろいろとあるんですけれども、高圧の変電設備は除いてもいいかと思ふんですけれども、これらの設備は伊奈町にどのぐらいあるでしょうか。

それと、設置後に、例えば定期的に検査だとか指導を行っているのでしょうか。

3点お聞かせいただければと思います。

○栗原恵子委員長 消防業務課長。

○相原與文消防業務課長 ただいまのご質問について、順次お答え申し上げます。

まず、1点目として、今回の条例の改正でございますが、議員ご指摘のとおり、現在の電気自動車におきましては、走行の距離の時間、また走行距離を伸ばすために、バッテリー容量が大きくなっております。それに伴いまして充電容量を増やすために条例改正をするものでございまして、現在の50キロワットから200キロワットへと拡大させていただきました。また、より安全に充電できるよう構造及び管理に関する基準の規定を加えたものでございます。

続きまして、2点目でございますが、まず、この条例改正の消防長が認める措置としまして、外部からの火災により急速充電設備が延焼の媒体となることを防止するための措置でございまして、具体的には、本体部が不燃の金属材料で、厚さ約2ミリメートル以上のステンレス鋼または鉄板で約2.3ミリメートル以上であること、また、蓄電設備が内蔵されていないこと、漏電遮断器設備が設置されていないこと等が規定されております。

最後に、3点目でございますが、第44条関係でございますが、議員の高圧変電設備を除くに関しまして、火を使用する設備としましては、伊奈町本部におきまして89件の届出を受理しております。

また、立入検査の状況でございますが、当消防本部におきましては、定期的に、1年、2年の単位ではなく、3年から5年に一回の立入検査を行っているところでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ありがとうございます。

特に、最後のところなんですけれども、大日本インキの事故もありましたので、町でできることに関しては全部潰していただくと、そういった意味では、立入検査というのは非常に重要なのかなと思いますので、まず全数を把握していただきながら、危険を潰していく、そういったことをお願いできればと思います。

以上です。

○栗原恵子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第96号議案 伊奈町火災予防条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第96号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、第98号議案 町道路線の認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 お願いいたします。

この町道認定路線、6310号線、記念公園に面したところでございますけれども、現況、どんなふうになっているのかお伺いいたします。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

この路線は、開発行為による道路でございます。現在、14棟の住宅の区画ができており、L字型で既に道路が完成しております。両側に側溝が入ってまして、舗装された5メートルの幅員の道路となっており、上水道、下水道、ガスパ等の設備も全て入っている状況となっております。

以上です。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、分かりました。

距離は、どのくらいでしょうか。それと今の話ですと、まだ家は建っていない、区画しただけというような理解でよろしいのかということと、当然ながら、この道路、舗装して、ガスパも入っていると、その費用は開発業者が全部受け持ったのかどうかお伺いいたします。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

道路の延長は、63.97メートルになります。幅員が5メートルで、道路の面積は331.58平方メートル、これが町に帰属になったということです。現在、1棟既に建ってまして、もう1棟が今建築中の状況です。

費用につきましては、開発行為の中で行っていますので、全て開発業者、伊奈町にある株式会社東栄により道路を造っていただいて、町に帰属をしていただくという形になります。

以上です。

○青木久男委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第98号議案 町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第98号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第100号議案 公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

上野委員。

○上野尚徳委員 よろしく申し上げます。

まず、資料の中にありますけれども、補欠候補者となっていますけれども、この企業の名称、所在地等を教えていただければと思います。公にできない場合は、理由をお聞かせいただければと思います。

それと、今回、共同企業体ということなんですけれども、こういったものに関して、うちの町に関して、総合センター、単独企業での実施はできないという判断だったのでしょうか。

それともう一点、審査項目、この今もらっているものだけで審査するということなんですけれども、実際行った審査項目等項目ごとの結果の概要、また契約金額の変更をお聞かせいただければと思います。

まず、今のお願ひします。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の補欠候補者となった企業の名称の関係ですけれども、選定委員会でのプレゼ

ンテーションによりまして、得点をつけ公表しております。各応募者の提案内容等のよしあしがダイレクトに公表されることになるために、企業の営業理念ですとか名誉等に関わりま  
すので、公表等はしておりません。

続きまして、共同企業体とした理由はと単独企業は実施できないのかというところござ  
いますが、単独でも申請が可能となっております。建物管理ですとかメンテナンスなど、多  
岐にわたる管理が必要となりますので、それぞれの企業の特徴を生かして企業体として今回  
は応募されたものと思われま

続きまして、審査項目の関係でございますけれども、審査項目におきましては、選定委員  
会において決定されまして、それに基づいて評価を行っているところでございますが、項目  
の公表ですとか結果の公表につきましては、今後の再指定等を行う際に、事業者からの提案  
に影響を及ぼしてしまう可能性があるため、それにつきましては控えさせていただきたいと  
思います。

また、契約金額の関係でございますが、企画提案をいただいた金額を基にしまして、上限  
となる5年間の債務負担行為を設定することとなります。その中で、具体的な金額を毎年協  
議の上、協定で定めておりますので、今後の協議事項となってくるところでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ありがとうございます。

まず、補欠候補者になったところが単独企業だったのかというところくらいは、お聞かせ  
いただきたいと思

それと、ほかの項目なんですけれども、結局今頂いている資料というものが、総合計点と  
1位の数ということで資料を頂いているんですけれども、この数値だけ示されても、しっか  
りとした議案審査が行えないと感じています。責任持って議決したと、町民の皆さんに自信  
持って言える状況ではないと、私自身は感じております。

採点の仕方がよかったとか悪かったとか、そういうことまでは言うつもりはないんですけ  
れども、せめて審査項目と、匿名でも構わないので、各委員がどの項目にどういう点数をつ  
けたのかということ

○栗原恵子委員長 執行部の答弁を求めます。

企画課長。

○久木 正企画課長 補欠候補者の関係でございますが、こちらにつきましてもその辺の企業の、先ほども申し上げました理念ですとかそういった名誉等に係るところがございまして、申し訳ございませんが、公表は控えさせていただきたいと思っております。

それから、各委員の項目ごとの点数と、それから審査項目等の関係でございますが、選定委員の各委員による評価となっているため、それぞれの立場などで評価をいただいていると考えてございます。そういったところもございまして、点数等の公表も、申し訳ございませんが、控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 何も出てこないということなのかなと思うんですけども、その状態で我々に審査しろということも、難しいということと、町のお金を使うことですので、選定委員の人もそれを承知で受けているのではというところもあります。ただ、個人の部分があるということであれば、その個人名までは出さなくても結構ですので、繰り返しになりますけれども、もうちょっと何かどういう観点で、どういう項目で見たのかということをお示しいただけないのかなと感じるんですけども、その点いかがでしょうか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 公表できないものが多くて、申し訳ないところもございまして、今回の指定管理者の募集に関しましては、町総合センターの指定管理者募集要項がございまして、そちらにつきましては公表してございますので、そちらを参考にいただければと考えております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 今回は難しそうな雰囲気もあるので、今後そういうところも公表していただかないと、何か密室でやっているような雰囲気がどうしても払拭できないので、その辺は匿名なら匿名で結構ですので、点数がどういう点数がついたのかというくらいまでは、見させていただいてもいいのではないのかなと思っておりますので、検討していただければと思います。

それを受けてなんですけれども、今プレゼンでということもありました。選定していただきました。その中で、アイル・オーエンスグループが大きく勝っていた点、評価された点というものを、これぐらいはお聞かせいただければと思うんですけども、評価された点、大きく勝っていた点などが、感想というような形でも結構ですので、お聞かせいただきたいのと、

同時に、補欠候補者が大きく劣っていた点、この点で差がついたよと、そういったところがありましたら、お聞かせいただければと思います。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

こちらにつきましては、先ほどの審査項目の関係ですとか、匿名での委員の点数というところと同じでございまして、なかなか公表は難しいと考えてございます。各選定委員のそれぞれの立場で評価しているところもございまして、その辺につきましても、申し訳ございませんが、控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 なかなか納得できるところではないんですけれども、ほかの委員の意見もあるかも分からないので、一旦違う質問にさせていただきます。

例えば今回の選定の中で、下請け企業を使う場合は町内企業を使うなどの条件というかそういう形のものがあったのかお聞かせいただきたいのと、J Vとする場合に、構成員に町内企業を組み合わせるなどの条件をつけることができなかつたのかということ、この2点、お願いいたします。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、下請けの関係でございすけれども、募集要項の中で町内企業との連携ですとか、活用を図っていただきたいということで、そういった旨の項目を設けているところがございます。J Vに関するところですが、各企業の特徴を生かして提案をいただくと、提案募集をしているということでございまして、なかなか町内企業に限って募集するとか難しいものと考えてございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 町内企業の活用、連携ということをやっているということですので、その辺はしっかり監督していただいて、できるだけ町内企業、やれるところもあると思っておりますので、お願いできればと思います。

それと、J Vに関してなんですけれども、今申し上げましたけれども、町内企業と一緒に組みながらできるということというのは、たくさんあるのではないのかなと思います。公

平性という部分でどこまでというのがありますけれども、町内企業の育成というものが、町長自身も掲げていらっしゃる部分かと思っておりますので、その辺に関しまして、今後そういった機会があれば、JVの構成員の方に、構成企業の中に町内企業を入れるというようなものも含めていっていただけるように、検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○栗原恵子委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 ただいまの委員のご質問かと思っておりますけれども、おっしゃるとおりで、町内企業を活用していただいて、JVを組んでいただくということについては、町としてもいい方法ではないかな。ただ、町として、それではなくてはいけないという限定をつけていないということでございまして、そのあたり、町内企業も活躍の場が増えていくというところにつながれば、非常にいいのかもしれないと思います。

また、先ほどのご質問、なかなか具体的なお話できなくて申し訳ないんですけれども、評価審査の集計表を見ていただくと、参考につけさせていだいたところなんですけれども、実際に大きく勝っていたとか、大きく劣っていたということではなくて、点数の差もそれほど大きくないところ、また、どちらを1位にするかという審査する側の委員の評価も、大きく分かれたわけではなくて、差というのはそんなに大きいところではなかったのかなというのが、実感でございます。あまりちょっと具体的なところまでは、なかなか、各委員の評価がそれぞれありますので、今回の場合、委員はどっちがいいかというのを決めて、その合計の委員の推した数の多いところが決まったというのが、結果でございます。

1位の数、逆に補欠の事業者を推している委員も、それなりの数いたというのが、結果でございます。それほど差がないというのが、こちらの集計からも想定できるかなと思っております。

また、町内企業のお話につきましても、今後の指定管理の中で参考にさせていただきたい、このように考えるところでございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ありがとうございます。

現状、今回のことに関しては仕方のないのかなという部分ではあるんですけれども、5年ということで、大きなお金も動くことですので、町民にもしっかり説明できるように、もっと言えば、委員のコメントをつけていただいてもいいのではないかなと、それぐらい、匿名なら匿名でも結構です、ここの部分でこっちを選びましたと、そういったコメントをつけて

いただくと、町民の皆さんも納得しやすいところもありますので、今後の検討課題として検討していただければと思います。

それで、実際アイル・オーエンスグループということで決まった、提案されていますけれども、この企業体の技術的な面だとか、人の手配だとか、経営状況だとか、いろいろな理由で構成していると思うんですけれども、それぞれの受け持つ内容、こっちは企業はどういう部分がたけている、こっちは企業はこの部分がポイント的だということ、そういったものが把握していらっしゃればお聞かせください。

それと、実際総合センターのお客さんと対応する、接するサービス業をやるというのが、どちらの企業がやることになるのか、分かる範囲でお願いできればと思います。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 質問にお答え申し上げます。

順番が前後しますが、お客様を担当する関係でございますが、アイル・コーポレーション(株)及び株式会社オーエンスにおいて、それぞれが利用者と担当する予定となっております。

企業の人的な関係でございますが、今回募集要項や仕様書の中で町が求める仕様要件などを記載し、それに沿って事業者が提案する企画提案書において、人的配置計画が提案されておりますので、それをもって把握しているものと、事業計画の中で、それぞれの会社が得意とする分野等も記載されておりますので、それらを基にアイル・オーエンスグループが指定管理に選定されたということになります。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

今回、そういう事業計画というものが総合センターに関して出ていると思うんですけれども、それというのは、我々が見ることはできるのでしょうか。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 このプロポーザルに使った提案書という意味でしょうか。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 プロポーザルで使った提案書を見せていただければ、それが一番いいんですけれども、それが難しい場合、今後どういった形で運用していくよと、業務やっていくよと、いうものだけでも、最低限見ることができるのかなという質問でお願いいたします。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 ご質問にお答え申し上げます。

毎年、決算参考資料No.2に指定管理者の業務報告書・決算書が記載されておりますので、その年度に何を行った、どういうことを行ったか記載されておりますので、それをご覧いただければと思います。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 プロポーザルの提案書が見ることができないという理解でしょうか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

企画提案書につきましては、それぞれの提案してきた企業のノウハウの部分がかなり報告書に出ているところもございますので、なかなか公表するのは難しいものと考えてございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 今回はもう終わったことですので、今からひっくり返すのは難しいと思うんですけれども、今後におきましては、ノウハウ、いろいろと企業のプライバシーだとかとあるということなんですけれども、その辺部分的に除いてでも、もう少し我々にも見えるようにしていただかないと、これだとなかなか賛成も反対もできないので、今後はもう少し見える化していただく必要があるのではないのかなと感じております。

その辺に関しまして、今後取り組んでいただけるのかどうか、検討していただけるのかどうか、その点だけ最後に伺いたいと思います。

○栗原恵子委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 委員のご質問でございますけれども、今回の選定に当たっては、外部の委員も入れた形で、実際に施設をお使いになっている団体、そういったところの外部委員にもしっかりと選定に加わっていただいた結果でございますので、選定結果には適切に行われている部分でございます。

また、点数もというところでございますけれども、審査のする側のほう自由なその方の思う審査をしていただくというところもございますので、こういった形にするかというところも含めまして、また、他の選定を行っている自治体の状況等もしっかりと調査させていただ

いた上で、できるものはやるというような形、なかなか選定に引っかかる、かかる、影響するようなものは、今後も難しいという部分が出てくるかもしれませんが、委員のご質問の趣旨も受け止めまして、指定管理のこういった公表についても、今後研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 いろんな立場があると思うんですけども、私自身といたしましては、皆さんちゃんとそれぞれの立場でやっていただいているとは思いますが、私たちとしては、それを審査するのが我々の仕事ですので、もうちょっと審査できるような情報をできるだけ開示してもらえるような方法を検討していただきながら、今後につなげていっていただきたいと申し伝えまして、終わります。

○栗原恵子委員長 次に、青木委員。

○青木久男委員 お願いします。

今、同僚委員の質疑、そして答弁聞いていますと、やはりちょっと神聖というか、高過ぎるなという気は私します。そういうところで、執行部が適正にやりましたといっても、何をもって適正にしたのかということも、その結果まで至った経緯がさっぱり分かってこないの、もう少し私も質問させていただきたいと思います。

この指定管理者の応募については、2社あったということでございますけれども、どうしてそんなに2社なんて少なかったんでしょうか。伊奈町総合センターを請け負う業者、魅力がないということなんでしょうか、それとも、ほかの要因があるんでしょうか、まず、その点をお伺いいたします。

○栗原恵子委員長 執行部の答弁を求めます。

企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまの質問にお答えいたします。

説明会ですとか、施設見学に関しては5社だということですが、最終的に各参加した業者の判断によりまして、結果的に2社だったということでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

それだけ来て、結果的に2社だったということだと思います。結果的に1社だった場合は、

どんなような進行でもって選定する腹積もりだったんでしょうか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

1社であったとしても、適正に審査をしまして、その中で選定していくというような形になります。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 そうでしょうね、1社だからフリーパスというわけにはいきませんね。

何かこう秘密が多いんで、心配になってしまうんですけども、このA社とアイル・オーエンスグループ等の関係はどんな関係か、何かあるんですか、関係。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

町で把握している限りでは、特にそういったところは聞いておりません。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 ベールに包まれているんで、何かいろいろと憶測してしまうんですよ。そういう質問になるんですけども、2社で切磋琢磨、競争して1社が選ばれた、非常に健全なやり方だと私は思うんですけども、やっぱりA社というのは何かどういう存在なのか、明らかにしてもらわないと、何か関連のあるところで、なあなあでやっているのかなというような気がどうしても拭い切れないので、これは大事なところですので、例えば企業理念、プロポーザルに対していろんな企業理念等があるということで、その公表を差し控えているんだということありますけれども、一般の町の入札案件でも、事前から選外になったもの全部公表しているわけですので、そこら辺との整合性を考えれば、やはりA社は何か社ということで公表しなくちゃ、我々審議できないんじゃないかなと思います。

○栗原恵子委員長 執行部の答弁を求めます。

企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ただいまの指定管理の募集に関しましては、モニタリングに関する指針ですとか、制度の導入指針に基づいてございますので、なかなか今現状で補欠候補者がどこだというようなことでお示しはできないところではございますが、先ほども申し上げましたとおり、今後、近隣等も含めてどういうふうに行っているのかというところは、情報提供とか、そういったと

ころを調べまして、いいところは導入していくというようなことで見直しをしていきたいと思えます。

以上になります。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 次点になったところが大差で、とんでもない成績で恥ずかしいというようなものであるならば、少しそこら辺忖度してあげてもいいのかなと思いますけれども、先ほどの答弁聞きますと、本当の僅差だと、11人の委員のうち4人ですか、半数近くが推しているという結果ですので、何も次点になったからといってはばかるようなことはないし、また、次の機会に挑戦していただくということもありますので、そのときに、我々町議会にそういう場面があるかどうか分かりませんが、前回次点で泣いた会社が今度は通ったということがありますので、やはりどうしても秘匿するという根拠が、いま一つ理解できないんですけれども、副町長、県なんかではこういうのはざらにあるんですか。

○栗原恵子委員長 副町長。

○関根良和副町長 話が総括的になるところもありますが、ご容赦いただいて、確かに今回、指定管理者の選定の議案ということで、議決事項として提案させていただいているので、青木委員、上野委員おっしゃるように、確かにこれだけで責任を持って議決するということについては、おっしゃるとおりの部分はあると思っております。

他方で、やはり確かに提案いただく中で、提案の企業から実際に選定するかどうか分からない中で、その企業のノウハウの詰まった情報を全部洗いざらいとか出してもらうと、こちらから分からないところで質問すれば、それに対して真摯に答えていただくというようなことがございまして、選定から外れた業者の提案の中身だとか、名前につきましても、今回非公表前提で事務を進めていますから、なかなか難しいという現状はございます。

選定の仕方につきましても、11名の委員が選定しているわけなんですけれども、ちょっと言い方に語弊があるかもしれない、独任制といいますか、要はプレゼンをした後に、11人の委員で「今のどうでしたか」という話はせずに、それぞれが自分のその専門性だとか行政上のこれまでの経験だとかの中で評価をしているものです。この評価を最終的にこの中で見てもA社に4名1位つけていますから、その選定委員会全体としてアイル・オーエンスグループのここがよかったというのは、そもそも出すような仕組みになっていないんですね。なので、そこについては分かりづらいところあるかもしれないです。

ちょっと話が長くなりますが、指定管理者の募集要項で、公にしている選定基準が示され

ています。その選定基準では、ちょっとだけ簡略化してご紹介すると、会社が複数年経営するだけの耐え得るような経営状況かどうか、財産状況かどうかということですか、管理運営に関する経費の提案が適切かどうかですか、あとは、個人情報の取扱い適切にできる、信頼性に足るかどうかですか、あとは関連法令を遵守ちゃんとしていただけるような体制が、いわゆる法令遵守の観点がどうかですか、あとは、その住民サービスが向上したり、公平性を担保されたりするかどうかですか、施設の機能を最大限に活用できるかどうか、そういうような事業計画をしっかりと人員を担保して運営できるかどうかなどです。最後は総括的に評価され、指定を決めるものですから、なかなかそれをこの紙に非公表を前提にプレゼン等をやっているものですから、どこまで出せるかちょっと難しい状況がございます。県についても、基本的に同様でございます。補欠候補者は公表していません。

ただ、ご指摘のとおり議決事項でございますから、少し検討はさせていただいて、出せる部分、出せない部分というのは、今後整理はさせていただくようなことは必要なのかなとは思っています。この場で、これは出すといった具体的な申し上げはできないですけれども、そこについては、議決事項であることを鑑みれば、やはりそこのご意見はしっかり受け止めるべきだと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

結果的に、このアイル・オーエンスグループが5年5年で、合計15年目に入るわけですね。指定管理者、一度そこに入ると、そのまま続くという例が特に多いんですけれども、ゆめくるなんかもそうだったかなと思うんですけれども、何かそこら辺の関連性というのは、選定基準に反映するものでしょうか。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今までの指定管理の中でも、1つの企業がずっと続いている場合と、続いていない場合もございます選定基準の中でそのようなことを反映するものはございません。

○栗原恵子委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 もう少し加えさせていただきますけれども、今回の総合センターにつきましては、当初の事業者とは変わっておりまして、別の事業者になるというような選定結果が出ているところでございます。また、既存の事業者につきましては、毎年その事業者の自己評価とそれに対する町の評価といったものを公開しているところでございます。で

すから、その評価で一定の事業所のどういった年間の、自分の実施事業に対して評価されるか、またこういう点にいい点、悪い点があったというのを事業所の評価プラス町の評価ということで、公表もさせていただいているところでございます。

また、利用者の方を含めてご意見を聴取するような機会も設けている場合もございますので、そういったところも含めて、日頃の活動しているところです。

全体を見まして、そういったものも評価しますが、必ずしも今までやっていた事業者だからそこになるんだということはない、改めてしっかりとプレゼンを含めて今後の計画、事業のやり方というのを示した上で、評価しているというような形でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 そうしていただかないと困るんですけども、指定管理者制度導入して、総合センターは最初の3年間。次にこのアイル・オーエンスグループが取っているんですね。次の5年もそうです。そして、また今回もということで、都合15年間になるわけですけども、選定基準、選定委員会の中で選定基準でしょうか、ノウハウよく知っているから、今まで特に大過なくやってきたからというような意見というのは、なかったんでしょうか。あったっていいんですけども。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

委員のご質問のようなそういった今までやってきたとか、そういったところはございません。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 この1ページにちょっと戻らせていただきます。

伊奈町指定管理者選定委員会11名ということでございます。メンバーを教えてください。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

選定委員会のメンバーでございますが、副町長を委員長としまして、全員で11名でございます。企画総務統括、くらし産業統括、健康福祉統括、企画課長、生活安全課長、福祉課長、子育て支援課長、それからあと識見を有する者ということで、外部の方3名で、合計11名でございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 この識見を有する者、結構少なかったっですね。結構人数がいるのかと思っただんですけども3名ということで。それで、その選定委員会において、書類及び質疑応答により審査の結果決定したということで、今の答弁になっているんですけども、記録でなくていいですから、その質疑応答で記憶に残る、副町長だけじゃなくてほかの人もそうですけれども、これはいい意見であったなとかというものが1つ、2つはあったんじゃないかなと私は思うんで、別に記録にのっとして言わなくてもいいですから、事情があるんでしょうから、こういう発言があったんですよというような、選定したほうには、こういうよい発言があって、これがよかったんですよとか、何かきらきら光る1つのものがあったのか、ぜひそのぐらい言っていたらいいかと、どうしようもないですよ。ひとつお願いします。

○栗原恵子委員長 副町長。

○関根良和副町長 すみません、前提として、まず先ほど申し上げた審査の終わった後に、全員で評価合わせだとか意見合わせというのをしていないので、多分発言する方によって、結局A社に入れた方は、A社のほうがいい評価になっているわけですから、なかなかちょっとそこは難しいんですが、ただ、私も審査に関わらせていただいているので、私はどちらにどうだということは除きまして、私が感じた感想としましては、まず、アイル・オーエンスグループにつきましては、やはり実績に応じてしっかり大きなトラブルなく、また、多少のトラブル等についてはしっかりとうまく対応してきた実績をしっかりとアピールされたのかなと思っています。さらに、それにプラスアルファを加えた提案をされてきたような印象がございまして。一方でA社につきましては、新規というか、新しく手を挙げたところから、その違いを見せて、特に自主事業だとかのところについては、非常に積極的なPRがあったのかなとは思っております。

ただ、なかなか実際にそれが担保できるかどうかというところの質問におきましては、それぞれの委員がどう評価したのかなというのは、私も分かりかねるところではございまして先ほど申し上げたとおり、あくまで11分の1の私が感じたところではございまして、やっぱり実績をしっかりとアピールして、そこにプラスアルファを加えてきているアイル・オーエンスグループと、既存の今までのやり方からは枠を出て、もっとこういうしっかりと自主事業も絡みながら、おもしろいことができますと提案してきたA社とのせめぎ合いだったのかなと、そこがこの評価の分かれているところじゃないのかと、個人的には、評価合わせしていませんので、分かりませんが、感じているところです。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 副町長のお話は分かりました。

やはり実績を重視したということは、これは大きなことで、別に悪いことじゃないんですけども、ほかのメンバーの方には何もあれですか、感じていることないでしょうか。答弁を求めます。

○栗原恵子委員長 執行部の答弁を求めます。

企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 では、個々の委員によって、全く話が違うという部分はお話のとおりかなと思います。また、私個人の印象としては、まさに副町長のお話の中のとおりかなと、今までやってきた事業実績プラス今後の部分の実績に裏打ちされた部分の今後の展開をどう評価するか、それから、別の企業については、将来に向けての伸び代の部分、それと実際にそれができるのかというところを含めて評価する、その評価のまさに各委員のどちらを取るかというところが、大きく出てきたところかなというのは、本当に実感としては同じだと考えています。

以上です。

○栗原恵子委員長 副町長。

○関根良和副町長 申し訳ございません、委員会では私が委員長で、藤倉統括監が副委員長をさせていただいていますので、委員一人一人お聞きされたい気持ちはよく分かるんですが、あまりそうすると、今後の運営についても少し支障が出てきたりすることがあるかもしれませんので、委員長、副委員長のこの発言をもって、よしとしていただければ非常にうれしいところでございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 今日来るときに、このところの質疑応答というのはどんなものがあつたのかなというのを関心があつて来たわけなんですけれども、私も先ほどの委員と同じように、質疑応答、こういう意見があつて、応答がこれだったっていうような、こんなペーパーでもいいですから、参考資料としてつけていただくと、非常に時間のロスもないし、いいかなと思います。それはそういう話だということで、重ねて私からもお願いするということで、質問を終わります。ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 ほかに。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 すみません、一つだけ確認させてください。

先ほど上野委員の質問に対する答弁の中で、事業計画書に関しましては、決算の参考資料についているのでそれをご覧くださいというお話があったんですが、プロポーザルの審査内容じゃなくて、各年度の事業計画書、今後5年間債務負担行為として単年ごとに協議で決定していくということなので、当然予算審議が入ってきます。その予算審議の段階で、事業計画書、参考資料として、報告書じゃなくて事業計画書は重要な資料になってくるかと思うんですが、その添付は求めれば可能となるのでしょうか。お願いします。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 ご質問にお答え申し上げます。

予算を作成する段階で、そういうものは必要になりますので、添付するのは可能だと思います。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

以上です。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

ほかに。

町長。

○大島 清町長 貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

私は、直接この委員会には行っておりませんが、委員の皆さん方から言われたとおりにかなと思います。もっと細かい内容的なものが提示できないのかということでもありますので、今後はもう少し、今口頭でお話しさせていただきましたけれども、それらも含めて、こういう点がよかったんでここに決まったんだなという、その辺のところの理解だと思いますので、委員の皆さん方が知りたがっているところというのはよく分かりましたので、その辺のところをどこまで出せるかという部分がありますけれども、しっかりとご理解いただけるような形での提出の仕方といたしますか、それで出したいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○栗原恵子委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第100号議案 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員であります。

よって、第100号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

暫時休憩とします。

ここで執行部の退席をお願いいたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

上野委員。

○上野尚徳委員 議会広報委員会からお知らせなんですけれども、最終日、2月1日発行予定の議会だよりに載せる集合写真撮らせていただきたいと思いますので、議場で撮ろうと思っております。8時40分に集合ということで、お願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

同様の内容、文民でも委員からあると思うんですけれども、もし同じ会派の人がいらっしゃって会う機会があったら、念のためお伝えしていただくと助かりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

マスクを着用しての写真撮影ということにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ  
します。

○栗原恵子委員長 ほかに。

大沢委員。

○大沢 淳委員 意見というか、気持ちを述べさせていただくと、顔の半分を隠した集合写真  
に意味があるのかと思うし、ほんの短時間ちゃんと顔を出してもいいんじゃないかなという  
のは、私は気持ちとして持っています。それだけ言っておきます。あとはお任せします。

○上野尚徳委員 すみません、そういう意見もありながら、いろいろと検討したんですけど  
も、来年どうなるか分からないんですけども、こういうこともあまりないのかなという  
ところで、歴史じゃないですけども、資料として後世に残るといふ部分でも、マスクをつけ  
たまま撮るといふこともいいのかなというところで、今回こういう決定をさせていただきました。  
ご理解いただければと思います。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いいたします。

○戸張光枝副委員長 多くの質疑を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

長時間にわたりまして、お疲れさまでございました。

○栗原恵子委員長 これをもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時44分